



長 第 333 号
令和 5 年 7 月 25 日

和歌山県訪問介護事業所協議会会長 様

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局
長寿社会課介護サービス指導室長
(公印省略)

令和 5 年度第 1 回介護保険サービス事業者等集団指導について (通知)

平素は、県福祉行政に格段の御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

標題のことについて、介護保険制度の健全かつ適正な運営及び法令に基づく適正な事業実施の確保を目的として、下記のとおり和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」に資料及び説明動画を掲載する Web 形式により、実施します。

つきましては、和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」に令和 5 年度介護保険サービス事業者等集団指導の資料及び説明動画を掲載予定ですので、ご承知おき願います。

なお、対象事業者に対しては当室より別途通知済であることを申し添えます。

記

1. 実施方法

各施設・事業所は、「きのくに介護 de ネット (令和 5 年度介護保険サービス事業者等集団指導について)」に掲載する集団指導資料及び説明動画の内容を確認の上、「受講確認の報告」を行うことで、令和 5 年度第 1 回集団指導を受講したものとみなします。

※なお、受講確認の報告がない場合は、集団指導を受講していないものとして、実地指導の対象とすることを検討します。

資料及び動画については、令和 5 年 7 月 25 日 (火) から掲載しています。

2. 掲載場所

和歌山県ホームページ「きのくに介護 de ネット」トップページ内の「令和 5 年度介護保険サービス事業者等集団指導」に掲載予定。



(URL)

<https://wave.pref.wakayama.lg.jp/kaigodenet/careprov/syuudansidou/R5/R5syuudannshidou.htm>

3. 資料及び説明動画の掲載・視聴可能期間

令和5年7月25日（火）～8月25日（金）まで

4. その他

- ・和歌山市に所在地がある事業所については、本通知による集団指導の対象外のため、県への受講確認の報告は必要ありません。
- ・保険医療機関・保険薬局におけるみなし指定事業者で介護保険サービスを提供していない場合は受講確認の報告は必要ありません。
- ・オブザーバーとして参加いただく場合の指定居宅介護支援事業者については、受講確認の報告は必要ありません。

和歌山県長寿社会課
介護サービス指導室 鳥居
TEL 073-441-2527
FAX 073-441-2523